

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成30年1月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
デイリーポート新鮮館中田店・ツルハドラッグ名取上余田店
名取市上余田千刈田2番地9
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾
気仙沼市東新城三丁目5番地2
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行
東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1, 528㎡
(変更後) 2, 521㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 92台
(変更後) 129台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 16台
(変更後) 26台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 115㎡
(変更後) 155㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 19.69 m³

(変更後) 26.17 m³

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社マルニ 午前9時から午後9時まで

(変更後) 株式会社マルニ 午前9時から午後9時まで

株式会社ツルハ 午前9時から午前0時まで

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午前0時30分まで

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前6時から午後9時まで

荷さばき施設② 午前6時から午後8時30分まで

(変更後) 荷さばき施設① 午前6時から午後9時まで

荷さばき施設② 午前6時から午後8時30分まで

荷さばき施設③ 午前6時から午後9時まで

5 変更の年月日

平成30年8月28日

6 届出年月日

平成29年12月27日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，名取市役所及び仙台市役所

8 縦覧期間

平成30年1月17日から平成30年5月17日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。